

証券コード 6577
2026年10月13日
(電子提供措置の開始日 2026年10月6日)

株 主 各 位

東京都新宿区富久町16番6号西倉L Kビル2階
株式会社ベストワンドットコム
代表取締役社長 野 本 洋 平

第21期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第21期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第21期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.best1cruise-corp.info/ir/ir-library/>

また、上記のほか、当社は東京証券取引所（東証）のウェブサイトでも電子提供措置をとっており次の手順でご確認いただけます。

1. 東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)にアクセス
2. 「銘柄名(会社名)」に「ベストワンドットコム」又は「コード」に「6577」(半角)を入力・検索
3. 「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」の順に選択

東証上場会社情報サービス

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2026年10月27日（火曜日）午後7時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年10月28日（水曜日） 午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都新宿区西新宿2-6-1 新宿住友ビル 47階
新宿住友スカイルーム ROOM4
3. 会議の目的事項
報告事項 1. 第21期（2025年8月1日から2026年7月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第21期（2025年8月1日から2026年7月31日まで）計算書類の内容報告の件
決議事項
議 案 剰余金処分の件

以 上

~~~~~  
※当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、紙資源節約のため、本「招集ご通知」をご持参ください。

※議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

※電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

# 事業報告

(2025年8月1日から2026年7月31日まで)

## I. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善を背景に景気は緩やかな回復基調で推移した一方、物価上昇の継続や為替・地政学リスク等により、依然として先行き不透明な状況が続きました。

クルーズ業界におきましては、世界的なクルーズ人口の拡大が続いており、CLIA（国際クルーズ協会）の見通しでは2029年に世界のクルーズ人口は4,210万人に達すると予測されるなど、市場は中長期的な成長局面にあります。国内においても、日本人のクルーズ人口は2025年の約24.3万人から2030年に約100万人への拡大が見込まれており、需要の裾野は着実に広がっています。

このような環境のもと、当社グループは「クルーズをもっと身近に」という方針を掲げ、Webマーケティングを軸とした集客力の強化と、付加価値の高いチャータークルーズ・テーマ性のある企画クルーズの拡充に取り組んでまいりました。当連結会計年度においては、2026年ゴールデンウィーク発のチャータークルーズをはじめとする先付け案件の獲得に向けて広告宣伝への先行投資を実施いたしました。

販売面では、当該広告宣伝への先行投資により販売費及び一般管理費は前年同期比で増加したものの、ゴールデンウィーク発のチャータークルーズの販売が計画を大きく上回ったことにより、売上総利益は前年を大きく上回りました。この結果、第3四半期連結累計期間まで損失が先行していた業績は第4四半期にかけて大きく好転し、通期では営業利益及び経常利益において過去最高となりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高2,906,982千円（前年同期比14.3%増）、営業利益336,637千円（前年同期比1,053.1%増）、経常利益345,651千円（前年同期比1,139.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益233,837千円（前年同期比2,356.5%増）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

#### <旅行業>

クルーズ販売を中核とする旅行業におきましては、ゴールデンウィーク発のチャータークルーズ等の先付け案件の獲得に向けて広告宣伝の先行投資を継続する一方、当該チャータークルーズの販売が計画を大きく上回りました。この

結果、売上高は2,875,452千円（前年同期比14.8%増）、セグメント利益（営業利益）は323,747千円（前年同期比1,760.2%増）となりました。

＜その他事業＞

子会社のえびす旅館におきましては、引き続きインバウンド需要が継続しており、ADR（客室平均単価）、稼働率が想定通りに推移しております。

この結果、売上高は31,530千円（前年同期比19.6%減）、セグメント利益（営業利益）は12,890千円（同9.3%増）となりました。

(2) 資金調達の状況

当連結会計年度において、金融機関より長期借入金として100,000千円の資金調達を行いました。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は、52,016千円であります。

その主な内訳は、下記のとおりであります。

|           |          |
|-----------|----------|
| 建設仮勘定     | 28,400千円 |
| ソフトウェア仮勘定 | 23,252千円 |

(4) 企業集団の財産及び損益の状況

| 区分                       | 第18期<br>(2023年7月期) | 第19期<br>(2024年7月期) | 第20期<br>(2025年7月期) | 第21期（当期）<br>(2026年7月期) |
|--------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|------------------------|
| 売上高 (千円)                 | 1,331,540          | 3,137,160          | 2,543,844          | 2,906,982              |
| 営業利益 (千円)                | 19,622             | 263,768            | 29,192             | 336,637                |
| 経常利益 (千円)                | 15,799             | 278,876            | 27,881             | 345,651                |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益 (千円) | 26,946             | 248,621            | 9,518              | 233,837                |
| 1株当たり当期純利益 (円)           | 20.00              | 170.17             | 6.31               | 154.77                 |
| 総資産 (千円)                 | 2,661,728          | 2,869,283          | 4,012,580          | 3,921,725              |
| 純資産 (千円)                 | 716,109            | 1,151,122          | 1,147,039          | 1,348,207              |
| 1株当たり純資産 (円)             | 510.52             | 761.11             | 754.70             | 887.17                 |

## (5) 重要な子会社の状況

| 会社名             | 資本金      | 当社の出資比率 | 主要な事業内容       |
|-----------------|----------|---------|---------------|
| 株式会社ファイブスタークルーズ | 25,000千円 | 100.0%  | 富裕層向けクルーズ旅行事業 |
| 株式会社えびす旅館       | 1,000千円  | 100.0%  | 旅館業           |

## (6) 対処すべき課題

### a. システム強化

当社グループではオンライン完結型の予約システムを稼働させ、24時間の受付体制を整備しておりますが、対象商品の拡充やサーバー機能の増強に加え、公式ウェブサイトのユーザビリティ向上や、お客様が旅行予約・管理を行いやすい「マイページ」機能の開発など、オンライン予約システムの一層の強化を推進してまいります。これらの取り組みを通じて、お客様の利便性向上とIT投資による業務効率化を引き続き図ってまいります。

### b. インバウンド事業の拡大

当社では、インバウンド（訪日外国人）旅行者の増加を新たな成長機会と捉え、インバウンド事業の本格的な展開を計画しております。日本発着クルーズの海外向け販売に加え、寄港地観光や国内観光商品等の造成を進めるとともに、海外OTAや旅行会社等との販売ネットワークの構築、多言語での情報発信・マーケティングの強化に取り組みははじめました。

今後は、国・地域ごとの顧客ニーズを的確に捉えた商品開発及び販売チャネルの拡充を進め、継続的に集客・収益を生み出す事業基盤を構築することが重要な課題であると認識しております。

c. 人材の確保及び育成

当社グループの事業拡大にあたっては、オンラインで予約が完結する利便性の高いウェブサイトを構築できる優秀なエンジニアの確保、および、オンライン受付では対応しきれないニーズに応えるためのクルーズ案内に高い専門性を持ったスタッフの確保・育成が、重要な課題であると認識しております。

当社グループでは、船会社とのAPI連携やウェブサイトの新機能開発といった実サービスの開発を通じて、エンジニアに多くの教育機会を設けております。また、旅行部のスタッフについても、船会社による座学研修や、入社後随時実施される乗船研修などを通じて、接客対応に関する知識習得の機会を設けております。今後もエンジニアの能力向上と、専門性の高い接客対応に関する人材育成を、引き続き強化してまいります。

d. マーケティングの進化

スマートフォンの普及やSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）の日常への定着に加え、生成AIを活用した検索・情報収集行動の広がりや、動画コンテンツを通じた情報収集の拡大などにより、消費者のインターネット上での購買行動は引き続き変化しております。その結果、これまでのインターネット広告手法や外部ポータルサイトを通じた集客の有効性が変化しつつあり、こうした環境変化に迅速に対応したマーケティング手法への転換が課題であると認識しております。

e. ブランドの認知度向上

旅行商品は個人消費の中でも比較的単価が大きく、旅行会社の選択や、業務提携・仕入れなどの対法人取引における条件交渉においても、当社グループの信頼性及び信用力が重要な要素となります。こうした中、当社グループの提供するサービスの利用拡大と継続的な企業価値の向上を実現していくためには、まず当社グループの認知度を高めるとともに、信頼性及び信用力の向上を図っていくことが重要な課題であると認識しております。

当社グループのブランド認知及び信頼性を高めるため、費用対効果を見極めながら、コーポレートサイトでの情報発信やメディアへの露出など、積極的な広告宣伝活動、広報活動に取り組んでまいります。

f. リピーター顧客の強化

当社グループでは、クルーズ市場の拡大に合わせて、クルーズ旅行をはじめて体験する新規顧客の獲得に注力してまいりました。今後も市場の拡大と認知向上に向けて新規顧客を対象としたマーケティング活動を継続してまいります。当社グループが安定的かつ継続的に事業を拡大していくためには、既存のお客様に継続してご利用いただくための施策を強化することが重要な課題であると認識しております。

既存顧客のニーズに合った旅行提案を行うことや、リピーター向けの割引・特典の付与などにより積極的な囲い込みを行い、顧客基盤の強化を進めてまいります。

g. 新規事業の強化

当社グループは、経営の安定性と持続的な成長を実現するため、クルーズ事業への依存度が高い現在の事業構造から、複数の収益の柱を持つ事業ポートフォリオへの転換を進めております。その一環として、新たな収益の柱となるホテル事業の拡大に取り組んでおります。子会社のえびす旅館を基盤として、浅草・京都における新規ホテルの開発を進めるとともに、今後も成長に向けた追加投資を計画しております。中期経営計画においては、2030年までにホテル事業の売上高10億円を目指しております。

今後は、既存のクルーズ事業に加え、インバウンド事業、ホテル事業を成長させることで、3つの事業を柱とする収益基盤を構築し、外部環境の変化にも対応できる、安定性と成長性を兼ね備えた事業ポートフォリオの構築を進めてまいります。

(7) 主要な事業内容（2026年7月31日現在）

クルーズ旅行事業  
インバウンド事業  
ホテル旅館事業

(8) 主要な営業所の状況（2026年7月31日現在）

| 名 称                | 所 在 地                  |
|--------------------|------------------------|
| 本 社                | 東京都新宿区富久町16-6 西倉LKビル2階 |
| 株式会社えびす旅館<br>(子会社) | 京都府京都市南区東九条中殿田町16番地2   |

(9) 従業員の状況（2026年7月31日現在）

| 従業員数     | 前連結会計年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|----------|-------------|-------|--------|
| 19 (7) 名 | 一名          | 36.3歳 | 5.4年   |

(注)従業員数は就業人員（使用人兼務役員の人数を含みます）であり、臨時従業員数は（）内に年間平均雇用人数を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況（2026年7月31日現在）

| 借入先          | 借入残高      |
|--------------|-----------|
| 株式会社きらぼし銀行   | 506,586千円 |
| 株式会社三井住友銀行   | 446,040千円 |
| 株式会社商工組合中央金庫 | 378,114千円 |

## Ⅱ. 会社の株式に関する事項（2026年7月31日現在）

|     |            |            |
|-----|------------|------------|
| （１） | 発行可能株式総数   | 2,136,000株 |
| （２） | 発行済株式の総数   | 1,524,700株 |
| （３） | 株主数        | 4,608名     |
| （４） | 大株主（上位10名） |            |

| 株主名                           | 持株数(株)  | 持株比率(%) |
|-------------------------------|---------|---------|
| 澤田 秀太                         | 474,800 | 31.43   |
| 米山 実香                         | 122,200 | 8.09    |
| 有限会社秀インター                     | 117,400 | 7.77    |
| 投資事業有限責任組合ＪＡＩＣスペシャルティ<br>ファンド | 75,000  | 4.96    |
| 松井証券株式会社                      | 60,100  | 3.98    |
| 諸藤 周平                         | 21,000  | 1.39    |
| JPM株式会社                       | 15,000  | 0.99    |
| 小川 隆生                         | 13,100  | 0.87    |
| ＪＰモルガン証券株式会社                  | 9,500   | 0.63    |
| 岩崎 泰次                         | 9,000   | 0.60    |

（注）当社は、自己株式13,816株を所有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### Ⅲ. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 (2026年7月31日現在)

該当事項はありません。

(2) 当事業年度において職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

|                        | 第5回新株予約権                                                                                    | 第6回新株予約権                                                                                   |
|------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 発行決議日                  | 2022年4月28日                                                                                  | 2022年12月21日                                                                                |
| 新株予約権の数                | 461個                                                                                        | 193個                                                                                       |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     | 普通株式<br>46,100株                                                                             | 普通株式<br>19,300株                                                                            |
| 新株予約権の払込金額             | 新株予約権1個当たり 1,160円                                                                           | 新株予約権1個当たり 1,506円                                                                          |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 新株予約権1個当たり<br>172,000円<br>(1株当たり 1,720円)                                                    | 新株予約権1個当たり<br>165,000円<br>(1株当たり 1,650円)                                                   |
| 権利行使期間                 | 2023年4月28日から<br>2032年4月27日まで                                                                | 2024年1月19日から<br>2033年1月18日まで                                                               |
| 行使の条件                  | (注) 1                                                                                       | (注) 1                                                                                      |
| 割当先                    | 【新株予約権の数】<br>461個<br>【目的となる株式数】<br>46,100株<br>【割当者数】<br>当社取締役 (社外取締役を除く)<br>4名<br>当社従業員 12名 | 【新株予約権の数】<br>193個<br>【目的となる株式数】<br>19,300株<br>【割当者数】<br>当社取締役 (社外取締役を除く)<br>4名<br>当社従業員 7名 |

|                        | 第7回新株予約権                                                                                                        | 第8回新株予約権                                                                                                        |
|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 発行決議日                  | 2023年6月28日                                                                                                      | 2023年12月26日                                                                                                     |
| 新株予約権の数                | 399個                                                                                                            | 499個                                                                                                            |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     | 普通株式<br>39,900株                                                                                                 | 普通株式<br>49,900株                                                                                                 |
| 新株予約権の払込金額             | 新株予約権1個当たり 5,145円                                                                                               | 新株予約権1個当たり 1,805円                                                                                               |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 新株予約権1個当たり<br>385,000円<br>(1株当たり 3,850円)                                                                        | 新株予約権1個当たり<br>374,000円<br>(1株当たり 3,740円)                                                                        |
| 権利行使期間                 | 2023年7月13日から<br>2033年7月12日まで                                                                                    | 2024年1月18日から<br>2034年1月17日まで                                                                                    |
| 行使の条件                  | (注) 1                                                                                                           | (注) 1                                                                                                           |
| 割当先                    | <b>【新株予約権の数】</b><br>399個<br><b>【目的となる株式数】</b><br>39,900株<br><b>【割当者数】</b><br>当社取締役（社外取締役を除く）<br>5名<br>当社従業員 14名 | <b>【新株予約権の数】</b><br>499個<br><b>【目的となる株式数】</b><br>49,900株<br><b>【割当者数】</b><br>当社取締役（社外取締役を除く）<br>5名<br>当社従業員 18名 |

|                        | 第9回新株予約権                                                                                                        | 第10回新株予約権                                                                                                       |
|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 発行決議日                  | 2024年9月6日                                                                                                       | 2025年12月18日                                                                                                     |
| 新株予約権の数                | 593個                                                                                                            | 445個                                                                                                            |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     | 普通株式<br>59,300株                                                                                                 | 普通株式<br>44,500株                                                                                                 |
| 新株予約権の払込金額             | 新株予約権1個当たり 5,044円                                                                                               | 新株予約権1個当たり 2,300円                                                                                               |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 新株予約権1個当たり<br>405,000円<br>(1株当たり 4,050円)                                                                        | 新株予約権1個当たり<br>198,700円<br>(1株当たり 1,987円)                                                                        |
| 権利行使期間                 | 2024年9月25日から<br>2034年9月24日まで                                                                                    | 2026年1月22日から<br>2032年1月21日まで                                                                                    |
| 行使の条件                  | (注)1                                                                                                            | (注)1                                                                                                            |
| 割当先                    | <b>【新株予約権の数】</b><br>593個<br><b>【目的となる株式数】</b><br>59,300株<br><b>【割当者数】</b><br>当社取締役（社外取締役を除く）<br>5名<br>当社従業員 11名 | <b>【新株予約権の数】</b><br>445個<br><b>【目的となる株式数】</b><br>44,500株<br><b>【割当者数】</b><br>当社取締役（社外取締役を除く）<br>5名<br>当社従業員 11名 |

※当事業年度の末日（2026年7月31日）における内容を記載しております。

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

本新株予約権者は、次のa～iのいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、以下のa、c、iの場合を除き、当社取締役会が合理的に別段の取扱いを行うことについて賛成した場合にはこの限りではない。

- a 禁錮刑以上の刑に処せられた場合
- b 当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合（但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。）
- c 法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合
- d 差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- e 支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合
- f 破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合
- g 就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合
- h 役員及び従業員として果たすべき忠実義務等に違反した場合
- i 反社会的勢力又は反市場勢力に該当する疑いのある場合並びに過去5年以内にこれらに該当した疑いのある場合

#### Ⅳ．会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の状況（2026年7月31日現在）

| 地 位   | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                                                     |
|-------|---------|------------------------------------------------------------------|
| 取締役   | 澤 田 秀 太 | 会長<br>株式会社ファイブスタークルーズ取締役<br>株式会社えびす旅館取締役<br>株式会社エイチ・アイ・エス代表取締役社長 |
| 代表取締役 | 野 本 洋 平 | 社長                                                               |
| 取締役   | 小 川 隆 生 | 専務<br>株式会社ファイブスタークルーズ取締役<br>ユーザーライク株式会社監査役                       |
| 取締役   | 田 淵 竜 太 | 経営管理本部長<br>株式会社ファイブスタークルーズ取締役<br>株式会社えびす旅館代表取締役社長                |
| 取締役   | 米 山 実 香 | 管理部長                                                             |
| 取締役   | 高 木 洋 平 | LM虎ノ門南法律事務所パートナー                                                 |
| 常勤監査役 | 松 尾 昭 男 |                                                                  |
| 監査役   | 野 村 宣 弘 | 野村宣弘公認会計士事務所                                                     |
| 監査役   | 高 梨 良 紀 | オリエント監査法人パートナー                                                   |

- (注) 1. 取締役澤田氏は、非業務執行取締役の立場から経営の監督機能を担うとともに、取締役会において、当社における豊富な業務経験とグローバルな知見を踏まえ、必要に応じて意見・助言を行っております。
2. 取締役高木洋平氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 監査役松尾昭男、野村宣弘及び高梨良紀の各氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 当社は取締役高木洋平氏並びに監査役松尾昭男、野村宣弘及び高梨良紀の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 取締役高木洋平氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。また、監査役野村宣弘及び高梨良紀の各氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

##### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令で定める額を限度とする契約を締結することができる旨を定款に定めております。当社は、当該定款の規定に基づき、社外取締役1名及び社外監査役3名と責任限定契約を締結しております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役及び監査役が責任の原因となった職務遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

##### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を、保険会社との間

で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び当社子会社の取締役及び監査役であり、当社が保険料の全額を負担しております。当該保険により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用が填補されることとなります。ただし、被保険者が違法に利益又は便宜を得た場合や法令、規則又は取締役法規に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害賠償は上記保険契約によっても填補されないこととなっております。

#### (4) 取締役及び監査役の報酬等の額

##### イ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区分               | 報酬等の額<br>(千円)     | 報酬等の種類別の総額 (千円)   |             |            | 支給人員       |
|------------------|-------------------|-------------------|-------------|------------|------------|
|                  |                   | 基本報酬              | 業績連動<br>報酬等 | 非金銭<br>報酬等 |            |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 38,459<br>(1,800) | 38,459<br>(1,800) | —           | —          | 6名<br>(1名) |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 4,680<br>(4,680)  | 4,680<br>(4,680)  | —           | —          | 3名<br>(3名) |
| 合 計<br>(うち社外役員)  | 43,139<br>(6,480) | 43,139<br>(6,480) | —           | —          | 9名<br>(4名) |

(注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれません。

2. 当事業年度において、社外役員が役員を兼任する子会社から、役員として受けた報酬等はありません。

##### ロ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役に対する報酬は、2017年10月30日開催の第12期定時株主総会において、金銭報酬として年額100,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とすることをご承認いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名です。

当社の監査役に対する報酬は、2017年10月30日開催の第12期定時株主総会において、金銭報酬として年額30,000千円以内とすることをご承認いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

##### ハ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の決定方法が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

(基本方針)

当社の取締役の報酬は、経営内容、経済情勢等を勘案したものとし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

(取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項)

当社は、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長野本洋平が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分としております。

これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

取締役会は当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう取締役会に原案を諮問し答申を得る等の措置を講じております。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係  
該当事項はありません。
- ② 主要取引先等特定関係事業者との関係  
社外役員と当社及び当社の特定関係事業者との間に親族関係はありません。
- ③ 当事業年度における主な活動状況

| 区 分 | 氏 名     | 主 な 活 動 状 況                                                                                                                                                 |
|-----|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 高 木 洋 平 | 当事業年度に開催した取締役会20回中20回出席し、主に弁護士としての専門的見地から当社の法律に係る事項、コーポレートガバナンス、コンプライアンス等に関する発言を行っております。<br>また、独立した立場から意見を述べていただいております、取締役の職務の適正性の確保に寄与していただき、重要な役割を果たしました。 |
| 監査役 | 松 尾 昭 男 | 当事業年度に開催した取締役会20回中20回、監査役会11回中11回出席し、主に金融機関及び上場企業での経験と専門的知見をもとに発言を行っております。<br>また、独立した立場から意見を述べていただいております、監査役の職務の適正性の確保に寄与していただき、重要な役割を果たしました。               |
| 監査役 | 野 村 宜 弘 | 当事業年度に開催した取締役会20回中19回、監査役会11回中11回出席し、主に公認会計士としての専門的見地から当社の会計に係る事項に関する発言を行っております。<br>また、独立した立場から意見を述べていただいております、監査役の職務の適正性の確保に寄与していただき、重要な役割を果たしました。         |
| 監査役 | 高 梨 良 紀 | 当事業年度に開催した取締役会20回中20回、監査役会11回中11回出席し、主に公認会計士としての専門的見地から当社の会計に係る事項に関する発言を行っております。<br>また、独立した立場から意見を述べていただいております、監査役の職務の適正性の確保に寄与していただき、重要な役割を果たしました。         |

## V. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                               | 報酬等の額    |
|-----------------------------------------------|----------|
| 公認会計士法第2条第1項の業務（監査証明業務）の対価として当社が支払うべき報酬の額（注）1 | 23,500千円 |
| 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務の対価として当社が支払うべき報酬の額        | —        |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額           | 23,500千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠などが当社の事業規模や事業内容に適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を行っております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、監査役会の決議により会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役の全員の同意により会計監査人を解任いたします。

## Ⅵ. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

a. 取締役、従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役及び従業員がとるべき行動の規範を示した「企業行動規範」を制定し、取締役及び従業員が法令・定款等を遵守することを徹底する。
- ② 取締役会は、取締役及び従業員が法令・定款等の遵守する体制を整備・運用するため、社内諸規程を制定し、随時その有効性を検証する。
- ③ 取締役会は、「取締役会規程」に則り会社の業務執行を決定する。
- ④ 代表取締役は、取締役会から委任された会社の業務執行の決定を行うとともに、かかる決定、取締役会決議、取締役会規程に従い職務を執行する。
- ⑤ 取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は会社の業務執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」に基づき、適切に作成、保存及び管理するとともに、取締役及び監査役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとする。
- ② 法令又は取引所適時開示規則に則り必要な情報開示を行う。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「リスク管理規程」を制定し、代表取締役の下、経営企画部が組織横断的リスク状況の監視並びに全社的な対応を行い、各部門所管業務に付随するリスク管理は担当部署が行うこととする。
- ② 各部門の責任者は、自部門が整備するリスクマネジメント体制の下、担当職務の業務内容を整理し、内在するリスクを把握、分析、評価した上で適切かつ迅速に対策を実施する。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会規程、職務権限規程を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。

- ② 取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- ③ 取締役会は、中期目標・経営目標・予算を策定し、代表取締役以下取締役はその達成に向けて職務を遂行し、取締役会がその実績管理を行う。

e. 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 「子会社管理規程」を定め、子会社管理を行う。

f. 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項並びにその従業員の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき従業員を指名することができる。
- ② 監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された従業員への指揮権は監査役に委譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。

g. 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 当社及びグループ会社の取締役は、監査役に重要な会議への出席の機会を提供する。
- ② 当社及びグループ会社の取締役は、定期的に監査役に対して職務の執行状況を報告する。
- ③ 当社及びグループ会社の取締役及び従業員は、重要な法令・定款に違反する事実、重要な会計方針、会計基準及びその変更、会社に著しい損害を与える恐れのある事実を発見したときには、速やかに監査役に報告する。
- ④ 当社及びグループ会社の取締役は、上記②又は③の報告をしたことを理由として取締役又は従業員を不利に取り扱ってはならない。
- ⑤ 監査役の職務の執行において生じる費用については、会社法第388条に基づくこととし、当社の取締役は、同条の請求に係る手続きを定める。

h. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 代表取締役は監査役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について情報・意見交換を行う。
- ② 内部監査担当は会計監査人及び監査役と定期的に会合を持ち、情報・意見交換

を行うとともに、監査役は、必要に応じて会計監査人及び内部監査担当に報告を求める。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

a. 月1回の定時取締役会を含め20回の取締役会を開催して経営の重要事項を決定し、取締役の職務執行の適法性を確保しました。

b. 監査役は監査役会で定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、取締役会に出席して取締役の職務執行状況を監査しました。

また監査役会を11回開催するとともに、代表取締役や内部監査人、会計監査人との意見交換を行い監査の実効性を確保しました。

c. 内部監査人は、内部監査計画に基づく内部監査を実施し、発見された改善点について適時適切に改善に努めました。

d. コンプライアンスについてはコンプライアンスマニュアルにより、全職員への教育、周知徹底を図るとともに、内部通報窓口を設けて法令違反等の未然防止に努めました。

# 連結貸借対照表

(2026年7月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目               | 金 額           | 科 目                     | 金 額           |
|-------------------|---------------|-------------------------|---------------|
| (資 産 の 部)         |               | (負 債 の 部)               |               |
| 流 動 資 産           | ( 3,114,303 ) | 流 動 負 債                 | ( 1,287,119 ) |
| 現 金 及 び 預 金       | 2,189,404     | 1年内返済予定の長期借入金           | 448,449       |
| 旅 行 前 払 金         | 772,925       | 未 払 金                   | 33,080        |
| 未 収 入 金           | 128,293       | 未 払 法 人 税 等             | 87,628        |
| そ の 他             | 23,680        | 契 約 負 債                 | 650,398       |
| 固 定 資 産           | ( 806,880 )   | 株 主 優 待 引 当 金           | 43,640        |
| 有 形 固 定 資 産       | ( 157,786 )   | そ の 他                   | 23,922        |
| 建 物 及 び 構 築 物     | 78,378        | 固 定 負 債                 | ( 1,286,398 ) |
| 工 具 ・ 器 具 及 び 備 品 | 2,125         | 長 期 借 入 金               | 1,275,105     |
| 土 地               | 76,652        | そ の 他                   | 11,292        |
| 建 設 仮 勘 定         | 28,400        | 負 債 合 計                 | 2,573,517     |
| 減 価 償 却 累 計 額     | △27,769       | (純 資 産 の 部)             |               |
| 無 形 固 定 資 産       | ( 120,282 )   | 株 主 資 本                 | ( 1,348,117 ) |
| ソ フ ト ウ エ ア       | 42,838        | 資 本 金                   | 570,405       |
| ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定 | 59,484        | 資 本 剰 余 金               | 486,905       |
| の れ ん             | 17,959        | 利 益 剰 余 金               | 326,168       |
| 投 資 そ の 他 の 資 産   | ( 528,811 )   | 自 己 株 式                 | △35,362       |
| 投 資 有 価 証 券       | 443,127       | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額   | ( △7,703 )    |
| そ の 他             | 85,683        | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | △7,703        |
| 繰 延 資 産           | ( 541 )       | 新 株 予 約 権               | ( 7,793 )     |
| 新 株 予 約 権 発 行 費   | 541           | 純 資 産 合 計               | 1,348,207     |
| 資 産 合 計           | 3,921,725     | 負 債 ・ 純 資 産 合 計         | 3,921,725     |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連 結 損 益 計 算 書

( 2025 年 8 月 1 日から )  
( 2026 年 7 月 31 日まで )

(単位：千円)

| 科 目                   | 金 額    |           |
|-----------------------|--------|-----------|
| 売 上 高                 |        | 2,906,982 |
| 売 上 原 価               |        | 2,071,386 |
| 売 上 総 利 益             |        | 835,596   |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |        | 498,958   |
| 営 業 利 益               |        | 336,637   |
| 営 業 外 収 益             |        |           |
| 受 取 利 息               | 6,283  |           |
| 為 替 差 益               | 28,746 |           |
| 受 取 配 当 金             | 3,548  |           |
| ポ イ ン ト 収 入 額         | 1,381  |           |
| そ の 他                 | 1,650  | 41,611    |
| 営 業 外 費 用             |        |           |
| 支 払 利 息               | 23,454 |           |
| 新 株 予 約 権 発 行 費 償 却   | 1,210  |           |
| 投 資 事 業 組 合 運 用 損     | 5,587  |           |
| そ の 他                 | 2,345  | 32,597    |
| 経 常 利 益               |        | 345,651   |
| 特 別 利 益               |        |           |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益     | 2,819  | 2,819     |
| 特 別 損 失               |        |           |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損     | 2,521  |           |
| 減 損 損 失               | 7,613  | 10,134    |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益 |        | 338,336   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 |        | 87,435    |
| 法 人 税 等 調 整 額         |        | 17,062    |
| 当 期 純 利 益             |        | 233,837   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益       |        | 233,837   |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

( 2025 年 8 月 1 日から )  
( 2026 年 7 月 31 日まで )

(単位：千円)

|                                  | 株 主 資 本 |         |         |         |            |
|----------------------------------|---------|---------|---------|---------|------------|
|                                  | 資 本 金   | 資本剰余金   | 利益剰余金   | 自己株式    | 株主資本<br>合計 |
| 2025 年 8 月 1 日 残 高               | 570,405 | 486,905 | 119,526 | △35,362 | 1,141,475  |
| 連結会計年度中の変動額                      |         |         |         |         |            |
| 剰 余 金 の 配 当                      |         |         | △27,195 |         | △27,195    |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属<br>す る 当 期 純 利 益 |         |         | 233,837 |         | 233,837    |
| 株主資本以外の項目の<br>当 期 変 動 額 (純 額)    |         |         |         |         |            |
| 連結会計年度中の変動額合計                    | —       | —       | 206,643 | —       | 206,643    |
| 2026 年 7 月 31 日 残 高              | 570,405 | 486,905 | 326,168 | △35,362 | 1,348,117  |

|                                  | その他の包括利益累計額      |                   | 新株予約権 | 純資産合計     |
|----------------------------------|------------------|-------------------|-------|-----------|
|                                  | その他有価証券<br>評価差額金 | その他の包括利益<br>累計額合計 |       |           |
| 2025 年 8 月 1 日 残 高               | △1,205           | △1,205            | 6,770 | 1,147,039 |
| 連結会計年度中の変動額                      |                  |                   |       |           |
| 剰 余 金 の 配 当                      |                  |                   |       | △ 27,195  |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属<br>す る 当 期 純 利 益 |                  |                   |       | 233,837   |
| 株主資本以外の項目の<br>当 期 変 動 額 (純 額)    | △6,497           | △6,497            | 1,023 | △ 5,474   |
| 連結会計年度中の変動額合計                    | △6,497           | △6,497            | 1,023 | 201,169   |
| 2026 年 7 月 31 日 残 高              | △7,703           | △7,703            | 7,793 | 1,348,207 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連 結 注 記 表

## 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

### 1 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称

株式会社ファイブスタークルーズ

株式会社えびす旅館

### 2 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、株式会社えびす旅館の決算日は4月30日となります。

連結子会社の作成に当たっては、連結決算日との差異が3か月を超えないため、当該子会社の当該決算日現在の計算書類に基づき連結計算書類を作成しております。但し、連結決算日までに生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

### 3 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

##### a. その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

## (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

### ① 有形固定資産

建物については定額法、その他の有形固定資産については定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物…15～27年

工具、器具及び備品…4～10年

### ② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用し、のれんについては、その効果の及ぶ期間（10～15年）に基づく定額法を採用しております。

## (3) 繰延資産の処理方法

新株予約権発行費 3年間で定額法により償却しております。

## (4) 重要な引当金の計上基準

### 株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、当連結会計年度末において将来利用されると見込まれる額を株主優待引当金として計上しております。

## (5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社は、主として以下の5ステップアプローチに基づき、財又はサービスが顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると思込まれる金額で収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務へ配分する

ステップ5：履行義務を充足した時点で（又は充足するにつれて）収益を識別する

当社および連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主な事業における主要な事業における収益の計上基準は以下のとおりであります。

## 旅行業

旅行業は、主に自社の手配旅行等を行っており、旅行者の委託により、手配および管理、または代理、斡旋又は取次をすること等により旅行者が運送・宿泊機関等の提供する運送、クルーズ・宿泊その他の旅行に関するサービスの提供を受けることができるよう、出発日までの諸対応と手配を完了することが履行義務となり、これら手配業務が完了となります出発日の時点において収益を認識しております。

なお、当社及び連結子会社が代理人として行う取引については、顧客から受取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

### (6) デリバティブ取引

時価法を採用しております。

### (7) 重要な外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。

## 2. 連結貸借対照表に関する注記

### 担保資産及び担保付債務

(1) 担保に供している資産は次のとおりであります。

|         |           |
|---------|-----------|
| 建物及び構築物 | 49,525千円  |
| 土地      | 76,651 // |
| 計       | 126,177千円 |

(2) 担保付債務は次のとおりであります。

|                 |           |
|-----------------|-----------|
| 1年以内返済予定の長期借入金  | 6,048千円   |
| 長期借入金           | 65,861 // |
| 計               | 71,909千円  |
| 上記資産に対する根抵当権設定額 | 113,000千円 |

### 3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

#### (1) 発行済株式の種類及び総数

| 株式の種類 | 当連結会計<br>年度期首(株) | 増加(株) | 減少(株) | 当連結会計<br>年度末(株) |
|-------|------------------|-------|-------|-----------------|
| 普通株式  | 1,524,700        | -     | -     | 1,524,700       |

#### (2) 自己株式の種類及び総数

| 株式の種類 | 当連結会計<br>年度期首(株) | 増加(株) | 減少(株) | 当連結会計<br>年度末(株) |
|-------|------------------|-------|-------|-----------------|
| 普通株式  | 13,816           | -     | -     | 13,816          |

#### (3) 剰余金の配当に関する事項

##### ①配当金支払額

| (決議)                      | 株式の<br>種類 | 配当金<br>の総額   | 配当の<br>原資 | 1株あたり<br>配当額 | 基準日            | 効力<br>発生日       |
|---------------------------|-----------|--------------|-----------|--------------|----------------|-----------------|
| 2025年<br>10月27日<br>定時株主総会 | 普通株式      | 27,195<br>千円 | 利益<br>剰余金 | 18円          | 2025年<br>7月31日 | 2025年<br>10月28日 |

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2026年10月28日開催の第21期定時株主総会において、次のとおり決議を予定しております。

| (決議)                      | 株式の<br>種類 | 配当金<br>の総額   | 配当の<br>原資 | 1株あたり<br>配当額 | 基準日            | 効力<br>発生日       |
|---------------------------|-----------|--------------|-----------|--------------|----------------|-----------------|
| 2026年<br>10月28日<br>定時株主総会 | 普通株式      | 45,326<br>千円 | 利益<br>剰余金 | 30円          | 2026年<br>7月31日 | 2026年<br>10月29日 |

(4) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数  
普通株式 259,000株

## 4. 金融商品に関する注記

### 1 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金計画に基づき、必要な資金を主に銀行借入れにより調達しております。一時的な余資は主に安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブ取引は、投機的な取引は一切行わず、為替変動リスクをヘッジするために実需の範囲内で行うという基本方針に従い取り組んでおります。

#### (2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である未収入金は、取引先の信用リスクに晒されています。投資有価証券は株式及び債券であり、市場の変動リスクに晒されておりますが、四半期ごとに時価の把握を行っております。

未払金は1年以内の支払期日であります。

借入金には主に営業取引に係る資金調達によるものであります。変動金利の借入金は金利の変動リスクに晒されておりますが、定期的に市場金利の状況を把握することにより、金利変動リスクを管理しております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務の為替変動リスクを低減する目的で当社が一部利用しております。当社が利用している為替予約取引は、為替変動の市場リスクを有しておりますが、これらの取引は、連結貸借対照表上の資産・負債の有するリスクを相殺するようにしているためこれらの取引のもたらすリスクは重要なものではありません。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、債権管理規程に従い、営業債権について取引先ごとに期日管理及び残高管理を行い、定期的取引先の状況をモニタリングしております。回収遅延債権及び取引先の経営状況の悪化等による回収懸念債権については定期的に報告され、個々の取引先ごとにリスクの軽減を図る体制をとっております。

デリバティブ取引の相手方は、信用度の高い金融機関に限られており、相手方の契約不履行による信用リスクはほとんどないと認識しております。

##### ② 市場リスク（為替や金利の変動リスク）の管理

当社グループは、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、銀行や証券会社より金融商品に関する情報を収集し定期的に借入先及び契約内容の見直しを実施しております。

デリバティブ取引の実行及び管理は、当社管理部門が営業部門などと協議の上行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは各部署からの報告に基づき経営企画部が資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格の無い株式等は、次表には含めておりません((注3)を参照ください)。

|                              | 連結貸借対照表<br>計上額(千円) | 時価<br>(千円) | 差額<br>(千円) |
|------------------------------|--------------------|------------|------------|
| 投資有価証券                       | 342,466            | 342,466    | -          |
| 資産計                          | 342,466            | 342,466    | -          |
| 長期借入金<br>(1年内返済予定の長期借入金を含む)  | 1,723,554          | 1,712,344  | △11,209    |
| 負債計                          | 1,723,554          | 1,712,344  | △11,209    |
| デリバティブ取引<br>ヘッジ会計が適用されていないもの | 2,237              | 2,237      | -          |
| デリバティブ取引計                    | 2,237              | 2,237      | -          |

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

投資有価証券

これらの時価について、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格等によっております。

負 債

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

これらの時価は、元利金の合計額を、新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

通貨関連 時価の算定方法は、先物為替相場等によっております。

(注2) 「現金及び預金」、「未収入金」、「未払金」及び「未払法人税等」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略し

ております。

(注3) 市場価格のない株式等

| 区分             | 連結貸借対照表計上額（千円） |
|----------------|----------------|
| 非上場株式          | 18,244         |
| 投資事業有限責任組合への出資 | 82,416         |

非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）に基づき、時価開示の対象とはしていません。

投資事業有限責任組合への出資については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(注4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示していません。

### 3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

| 区分       | 時価 (千円) |         |        |         |
|----------|---------|---------|--------|---------|
|          | レベル1    | レベル2    | レベル3   | 合計      |
| 投資有価証券   |         |         |        |         |
| その他有価証券  |         |         |        |         |
| 株式       | 219,395 | -       | -      | 219,395 |
| 債券       | -       | 113,071 | -      | 113,071 |
| その他      | -       | -       | 10,000 | 10,000  |
| デリバティブ取引 |         |         |        |         |
| 通貨関連     | -       | 2,237   | -      | 2,237   |
| 資産計      | 219,395 | 115,308 | 10,000 | 344,703 |

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

| 区分                          | 時価 (千円) |           |      |           |
|-----------------------------|---------|-----------|------|-----------|
|                             | レベル1    | レベル2      | レベル3 | 合計        |
| 長期借入金<br>(1年内返済予定の長期借入金を含む) | -       | 1,712,344 | -    | 1,712,344 |
| 負債計                         | -       | 1,712,344 | -    | 1,712,344 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

債券は取引金融機関等から提示された価格を用いており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

その他はJ-KISS型新株予約権であり、過去の取引価格を基礎として、金融商品の価値に影響を与える事象を考慮して、直近の時価を見積もっており、レベル3の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、取引先金融機関から提示された価格に基づいて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

これらの時価のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映しているため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、元利金の合計額を、同様の新規取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 5. 収益認識に関する注記

### 1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

|               | 当連結会計年度<br>(自 2025年8月1日 至 2026年7月31日) |
|---------------|---------------------------------------|
| 海外旅行事業        | 2,789,902                             |
| 国内旅行事業        | 85,550                                |
| その他           | 31,530                                |
| 顧客との取引から生じる収益 | 2,906,982                             |
| その他の収益        | —                                     |
| 外部顧客への売上高     | 2,906,982                             |

### 2 収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記3 会計方針に関する事項 (5)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### 3 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### ①契約負債の残高等

(単位：千円)

|      | 当連結会計年度期首残高<br>(2025年8月1日) | 当連結会計年度末残高<br>(2026年7月31日) |
|------|----------------------------|----------------------------|
| 契約負債 | 666,552                    | 650,398                    |

契約負債は、主に顧客からの前受金に関連するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は 613,578千円であります。

#### ②残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、当初に予想される契約期間が1年を超える契約には重要性がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に配分した取引価格に関する記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

**6. 1 株当たり情報に関する注記**

|             |         |
|-------------|---------|
| 1 株当たり純資産額  | 887円17銭 |
| 1 株当たり当期純利益 | 154円77銭 |

**7. 重要な後発事象に関する注記**

該当事項はありません。

# 貸 借 対 照 表

(2026年7月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目                    | 金 額                  | 科 目                     | 金 額                  |
|------------------------|----------------------|-------------------------|----------------------|
| <b>(資 産 の 部)</b>       |                      | <b>(負 債 の 部)</b>        |                      |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>( 3,073,536 )</b> | <b>流 動 負 債</b>          | <b>( 1,264,458 )</b> |
| 現 金 及 び 預 金            | 2,159,310            | 1年内返済予定の長期借入金           | 432,393              |
| 旅 行 前 払 金              | 772,494              | 未 払 金                   | 33,140               |
| 未 収 入 金                | 130,417              | 未 払 法 人 税 等             | 85,014               |
| そ の 他                  | 11,313               | 契 約 負 債                 | 649,992              |
|                        |                      | 株 主 優 待 引 当 金           | 43,640               |
|                        |                      | そ の 他                   | 20,278               |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>( 711,956 )</b>   | <b>固 定 負 債</b>          | <b>( 1,174,257 )</b> |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>( 3,208 )</b>     | 長 期 借 入 金               | 1,174,257            |
| 建 物                    | 7,189                | <b>負 債 合 計</b>          | <b>2,438,715</b>     |
| 工 具、器 具 及 び 備 品        | 2,125                | <b>(純 資 産 の 部)</b>      |                      |
| 減 価 償 却 累 計 額          | △6,106               | <b>株 主 資 本</b>          | <b>( 1,347,228 )</b> |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>( 102,322 )</b>   | 資 本 金                   | 570,405              |
| ソ フ ト ウ エ ア            | 42,838               | 資 本 剰 余 金               | 486,905              |
| ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定      | 59,484               | 資 本 準 備 金               | 486,905              |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>( 606,424 )</b>   | 利 益 剰 余 金               | 325,279              |
| 投 資 有 価 証 券            | 442,841              | そ の 他 利 益 剰 余 金         | 325,279              |
| 関 係 会 社 株 式            | 83,900               | 繰 越 利 益 剰 余 金           | 325,279              |
| そ の 他                  | 79,683               | 自 己 株 式                 | △35,362              |
|                        |                      | <b>評 価 ・ 換 算 差 額 等</b>  | <b>( △7,703 )</b>    |
| <b>繰 延 資 産</b>         | <b>( 541 )</b>       | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | △7,703               |
| 新 株 予 約 権 発 行 費        | 541                  | <b>新 株 予 約 権</b>        | <b>( 7,793 )</b>     |
|                        |                      | <b>純 資 産 合 計</b>        | <b>1,347,319</b>     |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>3,786,034</b>     | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>  | <b>3,786,034</b>     |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

( 2025 年 8 月 1 日から  
2026 年 7 月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                   |        |           |
|-----------------------|--------|-----------|
| 売 上 高                 |        | 2,875,452 |
| 売 上 原 価               |        | 2,068,906 |
| 売 上 総 利 益             |        | 806,546   |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |        | 482,076   |
| 営 業 利 益               |        | 324,469   |
| 営 業 外 収 益             |        |           |
| 受 取 利 息               | 6,236  |           |
| 為 替 差 益               | 28,709 |           |
| 受 取 配 当 金             | 3,547  |           |
| ポ イ ン ト 収 入 額         | 1,381  |           |
| そ の 他                 | 2,636  | 42,511    |
| 営 業 外 費 用             |        |           |
| 支 払 利 息               | 22,041 |           |
| 繰 延 税 金 資 産 償 却       | 1,210  |           |
| 投 資 事 業 組 合 運 用 損     | 5,587  |           |
| そ の 他                 | 2,164  | 31,003    |
| 経 常 利 益               |        | 335,977   |
| 特 別 利 益               |        |           |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益     | 2,819  | 2,819     |
| 特 別 損 失               |        |           |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損     | 2,521  |           |
| 減 損 損 失               | 7,613  | 10,134    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |        | 328,662   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 83,520 |           |
| 法 人 税 等 調 整 額         | 17,013 | 100,533   |
| 当 期 純 利 益             |        | 228,128   |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

( 2025 年 8 月 1 日から  
2026 年 7 月 31 日まで )

(単位：千円)

|                               | 株 主 資 本 |         |                     |          |          |           |
|-------------------------------|---------|---------|---------------------|----------|----------|-----------|
|                               | 資本金     | 資本剰余金   | 利益剰余金               |          | 自己株式     | 株主資本合計    |
|                               |         | 資本準備金   | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計  |          |           |
| 2025 年 8 月 1 日 残 高            | 570,405 | 486,905 | 124,346             | 124,346  | △35,362  | 1,146,296 |
| 事 業 年 度 中 の 変 動 額             |         |         |                     |          |          |           |
| 剰 余 金 の 配 当                   |         |         | △ 27,195            | △ 27,195 |          | △ 27,195  |
| 当 期 純 利 益                     |         |         | 228,128             | 228,128  |          | 228,128   |
| 株主資本以外の項目の<br>当 期 変 動 額 (純 額) |         |         |                     |          |          |           |
| 事業年度中の変動額合計                   | —       | —       | 200,932             | 200,932  | —        | 200,932   |
| 2026 年 7 月 31 日 残 高           | 570,405 | 486,905 | 325,279             | 325,279  | △ 35,362 | 1,347,228 |

|                               | 評価・換算差額等         |                | 新株予約権 | 純資産合計     |
|-------------------------------|------------------|----------------|-------|-----------|
|                               | その他有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |       |           |
| 2025 年 8 月 1 日 残 高            | △1,205           | △1,205         | 6,770 | 1,151,860 |
| 事 業 年 度 中 の 変 動 額             |                  |                |       |           |
| 剰 余 金 の 配 当                   |                  |                |       | △ 27,195  |
| 当 期 純 利 益                     |                  |                |       | 228,128   |
| 株主資本以外の項目の<br>当 期 変 動 額 (純 額) | △ 6,497          | △ 6,497        | 1,023 | △ 5,474   |
| 事業年度中の変動額合計                   | △6,497           | △6,497         | 1,023 | 195,458   |
| 2026 年 7 月 31 日 残 高           | △ 7,703          | △ 7,703        | 7,793 | 1,347,319 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 個 別 注 記 表

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

#### ① 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

#### ② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

### (2) 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産

建物については定額法、その他の有形固定資産については定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物…15年、工具、器具及び備品…4～10年

#### ② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。のれんについては、その効果の及ぶ期間（10年）に基づく定額法を採用しております。

### (3) 繰延資産の処理方法

新株予約権発行費 3年間で定額法により償却しております。

### (4) 重要な引当金の計上基準

#### 株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、当事業年度末において将来利用されると見込まれる額を株主優待引当金として計上しております。

### (5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、主として以下の5ステップアプローチに基づき、財又はサービスが顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

ステップ１：顧客との契約を識別する

ステップ２：契約における履行義務を識別する

ステップ３：取引価格を算定する

ステップ４：取引価格を契約における履行義務へ配分する

ステップ５：履行義務を充足した時点で（又は充足するにつれて）収益を識別する

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主な事業における主要な事業における収益の計上基準は以下のとおりであります。

#### 旅行業

旅行業は、主に自社の手配旅行等を行っており、旅行者の委託により、手配および管理、または代理、斡旋又は取次をすること等により旅行者が運送・宿泊機関等の提供する運送、クルーズ・宿泊その他の旅行に関するサービスの提供を受けることができるよう、出発日までの諸対応と手配を完了することが履行義務となり、これら手配業務が完了となります出発日の時点において収益を認識しております。

なお、当社及び連結子会社が代理人として行う取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

(6) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法  
時価法を採用しております。

(7) 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準  
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。

## **2. 貸借対照表に関する注記**

(1) 関係会社に対する金銭債権・債務

|        |         |
|--------|---------|
| 短期金銭債権 | 2,124千円 |
|--------|---------|

(2) 保証債務

以下の関係会社の金融機関からの借入に対し保証債務を行っております。

|       |           |
|-------|-----------|
| えびす旅館 | 200,000千円 |
|-------|-----------|

### 3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引以外による取引高 1,165千円

### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式 13,816株

### 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別の内訳

繰延税金資産

|       |         |
|-------|---------|
| 未払事業税 | 4,675千円 |
|-------|---------|

|         |        |
|---------|--------|
| 減価償却超過額 | 943 // |
|---------|--------|

|           |           |
|-----------|-----------|
| 投資有価証券評価損 | 22,379 // |
|-----------|-----------|

|              |          |
|--------------|----------|
| その他有価証券評価差額金 | 2,428 // |
|--------------|----------|

|        |        |
|--------|--------|
| 資産調整勘定 | 501 // |
|--------|--------|

|     |        |
|-----|--------|
| その他 | 403 // |
|-----|--------|

|          |          |
|----------|----------|
| 繰延税金資産小計 | 31,331千円 |
|----------|----------|

|        |          |
|--------|----------|
| 評価性引当額 | 9,284 // |
|--------|----------|

|          |          |
|----------|----------|
| 繰延税金資産合計 | 22,046千円 |
|----------|----------|

|               |          |
|---------------|----------|
| 繰延税金資産（負債）の純額 | 22,046千円 |
|---------------|----------|

### 6. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

### 子会社及び関連会社等

| 種類  | 会社等の名称<br>又は氏名 | 議決権等の所有(被<br>所有) 割合(%) | 事業の内容<br>又は職業 | 取引内容                   | 取引金額<br>(千円)     | 科目        | 期末残高<br>(千円) |
|-----|----------------|------------------------|---------------|------------------------|------------------|-----------|--------------|
| 子会社 | 株式会社<br>えびず旅館  | 100.0                  | 旅館業           | 資金の貸付<br>資金の回収<br>(注1) | 80,000<br>80,000 | 短期<br>貸付金 | —            |
|     |                |                        |               | 保証債務<br>(注2)           | 200,000          | —         | —            |

(注1) 資金の貸付については、市場金利を勘案して合理的に決定した利率により、利息の受け取りを行っております。

(注2) 保証債務については、金融機関からの借入に対して債務保証を行っており、取引金額には、保証債務の期末残高を記載しております。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

|            |         |
|------------|---------|
| 1株当たり純資産額  | 886円58銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 150円99銭 |

## 9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2026年9月24日

株式会社ベストワンドットコム

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 島津 慎一郎  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 中 居 仁 良  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ベストワンドットコムの2025年8月1日から2026年7月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ベストワンドットコム及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2026年9月24日

株式会社ベストワンドットコム  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 島津 慎一郎  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中居 仁良  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ベストワンドットコムの2025年8月1日から2026年7月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告書

## 監 査 報 告 書

当監査役会は2025年8月1日から2026年7月31日までの第21期事業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実とは認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年9月24日

株式会社ベストワンドットコム 監査役会

常 勤 監 査 役 松 尾 昭 男 ㊞

社 外 監 査 役 野 村 宜 弘 ㊞

社 外 監 査 役 高 梨 良 紀 ㊞

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 議案 剰余金処分の件

当社グループは、経営基盤の長期安定化に向けた財務体質強化及び事業の継続的な発展を目指すべく、内部留保の充実を重要な課題ととらえる一方で、成長投資や内部留保とのバランスを保ちながら、収益の増加に連動した配当を行うことを基本方針としております。

この方針に則り、期末配当及びその他の剰余金の処分につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類  
金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式 1 株につき金30円  
なお、この場合の配当総額は 45,326,520円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2026年10月29日といたしたいと存じます。

以 上

## 株主総会会場ご案内図

会 場：東京都新宿区西新宿2-6-1 新宿住友ビル 47階  
新宿住友スカイルーム ROOM4



(交通のご案内)

- 都営大江戸線「都庁前駅」より徒歩3分
- 丸ノ内線「西新宿駅」より徒歩4分
- J R 線他「新宿駅」より徒歩8分